

## 災害時における連携に関する協定

大阪市（以下、「甲」という。）及び関西電力株式会社（以下、「乙」という。）は、甲の域内において地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象により生ずる相当程度の被害（以下、「大規模災害」という。）が発生したときの連携に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害に伴う広範囲の長時間停電が発生したとき（以下、「大規模災害に伴う停電発生時」という。）、市民生活の早期安定を図るため、甲及び乙が連携して電力の安全な復旧に取り組むことを目的とする。

### （連絡体制）

第2条 甲及び乙は、大規模災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときには、第3条に定める災害時における連携の実施に向けて、連絡体制の確立に努める。

### （災害時における連携）

第3条 甲及び乙は、大規模災害に伴う停電発生時において、電力の安全な復旧のために甲及び乙の連携が必要であると認められる場合、自ら行う業務に支障のない範囲において、次の各号に定めることを行うよう努める。

- （1）甲及び乙は、停電に関する情報及び地域の被害状況に関する情報を相互に提供する。
- （2）乙は、地震等に起因する家屋の倒壊や半壊が広範囲に及ぶ地域における電力の安全な復旧方法を、甲に情報提供する。
- （3）甲は、乙が行う市民への停電復旧に関する情報の周知に協力する。
- （4）乙は、甲からの要請に基づき、甲が設置する災害対策本部に乙の社員を派遣する。
- （5）甲は、電力の復旧活動に必要な市有地を乙に提供する。
- （6）乙は、重要施設への電力の復旧を優先する。

### （費用負担）

第4条 この協定に基づき、甲及び乙において負担した費用は、それぞれの負担とする。

(遵守事項)

第5条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) この協定の締結事実を自己又は他人を利するための手段として利用してはならない。
- (2) この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(会議の開催)

第6条 この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、必要に応じて会議を開催する。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。ただし、協定期間満了3ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかが協定の廃止又は変更の申し出をしないときは、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続し、以降も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙署名捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年10月17日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市長 吉村 洋文

乙 大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社  
取締役社長 岩根 茂樹